

千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 傍聴を希望する方は、会議当日の受付とします。会議開始予定時刻の15分前から5分前までの間に、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 定員は原則として5人とします。ただし、会場の広さ等を考慮し、変更する場合があります。
- (3) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。なお、受付開始時に傍聴を希望する方が定員を上回っている場合は、抽選により決定します。
- (4) 傍聴を希望する方で、点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の5日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申出ください。
※電話、メール、FAX等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。
- (5) 非公開とされた議事は傍聴することが出来ませんので、傍聴者は会長及び事務局の指示に従い退席願います。
- (6) 傍聴資料は、非公開とされた議事を除いて、原則持ち帰り可能とします。
- (7) オンライン（WEB開催）による会議の開催に当たっての傍聴手続（参加方法、留意事項等）については、会議の都度、県ホームページにてお知らせします。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、会長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記「2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退室していただくことがあります。

4 要領の適用

本傍聴要領は、千葉県総合支援協議会（第九次千葉県障害者計画策定推進本部会）のもとに設置する専門部会にも準用します。